

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	糠塚 (糠塚町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①水田地帯であり、平均区画面積は1ha。平成11年に圃場整備事業完了。 ②農家戸数28戸、農地面積約34ha。集落内農業者により水稻約20ha、飼料作物約9ha、出荷用野菜約1haを作付けしている。 ③平成17年に集落営農組織が法人化し、集落1農場方式で水稻作付を行っている3名の酪農家が飼料作物を作付する他、法人が経営する直売所やJA直売所で販売する出荷用野菜の作付も行われている。 ④集落営農組織(農事組合法人万葉の郷ぬかつか)については、現体制から20年以上が経過し、組合員はもとより、実作業を行うオペレーター等も高齢化、集落内の若者も減少しており、世代交代が図れていない。また酪農家についても、経営者は50～60歳代の家族経営であり、後継者が確定していない。 ⑤集落外の農業者の入作(すべて水稻)が約4haある。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

これまでどおり、「集落内農地は集落で守る」を合言葉に、環境こだわり米をはじめとする安心で安全な水稻栽培においては、地域の酪農家から提供される有機たい肥の有効活用を図り、集落内の飯米や縁故米を確保するとともに、直売所において高付加価値なお米や野菜の販売を継続する。また、法人が経営する加工所においても、米パンや餅、パウンドケーキやかきもちなどの製造販売を通して、地域の働く場、交流の場としての機能を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状以上の取り組みは出来ず、現状を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
すでにほとんどの農用地で利用権設定を行っており、制度の変更に合わせ、中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
1haを基本とする大規模基盤整備が行われ25年近くが経過し、地権者には自分の農地に対する愛着等が薄れている。土地改良区、農業組合、営農法人、酪農家が連携し、世代をつなぐ農村まるごと対策を活用しながら、農用地や農業関連施設の適正な維持管理を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内には令和4年度全国農業祭天皇賞を受賞した胡蝶蘭農家もあることから、新規就農者の受け入れ、集落の農業の担い手確保にも力を入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
周辺の集落営農法人と農作業の補完、作業受委託、ドローン等高性能機器の共有化等、JAが主導してほしいと考えている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②有機、減農薬、減化学肥料については、すでに水稻栽培はすべて滋賀の環境こだわり栽培に取り組んでおり、今後さらに地域の酪農家から出る牛糞などを活用し、有機農業を推進していく。				
③水稻における直播、防除についてドローン等の導入、活用について検討する。				